

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大と、持続的な成長を目指すため、株主その他のステークホルダー（従業員、消費者、取引先、地域社会等）に対する責任を誠実に果たすことが必要であると考えております。またその実現のためには、内部統制システム及びリスク管理体制の徹底を図ること、株主、投資家への正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、透明で質の高い経営の実現に取り組むことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳】

当社は、現在インターネットによる議決権行使を採用しておりますが、海外投資家比率の低さやコスト等を鑑み、招集通知の英訳を行っておりません。今後、株主数及び株主構成の変化を踏まえ、必要性に応じ対応を検討してまいります。

【補充原則3-1（情報開示の充実）】

(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、中期経営計画

当社は、経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料にて開示しており、中期経営計画につきましては、適切な時機に開示できるよう、現在準備を進めております。<http://www.taka-q.com>

【補充原則3-1-2（情報開示の充実）】

当社では、英訳での情報の開示・提供については現状の当社株主構成とその効果を勘案し行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じ検討を進めます。

【補充原則4-1-2（中期経営計画）】

【原則5-2（経営戦略や経営計画の策定・公表）】

当社では、中期的に目指す姿を定め、それを達成するための経営戦略および経営計画を策定しておりますが、当社を取り巻く経営環境が激しく変化するなか、株主・投資家の皆様に対しては、当社の経営戦略や財務状況を適切に理解していただくために、事業年度毎の業績見通しのみを公表することにしております。中期経営計画につきましては、適切な時機に開示できるよう、現在準備を進めております。

【原則4-2（取締役会の役割・責務(2)）】

業務遂行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しており、取締役会等への提案は随時受け付ける機会を設けています。また、取締役会はそれらに対して独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、取締役会等で承認された提案内容の実行は、担当取締役等が中心となり、その実行責任を担っています。中長期的な持続的な成長に向けて、各取締役の評価を報酬へ適切に反映させるため、各取締役の成果に見合うインセンティブプランとして自社株などを交付する株式報酬等の業績連動報酬の検討を進めております。

【補充原則4-2-1（経営陣の報酬に関するインセンティブ付け）】

取締役報酬は、各取締役の業績等により評価され、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定し、個々の取締役の報酬額は取締役会の授権により取締役社長が一定の基準に基づき決定しております。当社は、今後更に独立性・客観性を高める観点から、取締役・監査役等の指名・報酬等の重要な項目については、代表取締役が独立社外取締役の意見を聞いたうえで、決定するよう手続きの見直しを行います。また、中長期にわたる継続的な成長のため、取締役へのインセンティブ付与に関する施策については研究中です。

【補充原則4-10-1（任意の諮問委員会の設置による指名・報酬に関する独立社外取締役の関与・助言）】

当社は、取締役指名・報酬、監査役等の指名については、今後更に取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役からの一層の適切な関与・助言を得る仕組みについて、検討してまいります。

【補充原則4-11-3（取締役会の実効性自己評価）】

当社は、現在、取締役会全体の実効性について分析・評価は行っておりません。今後、さらに実効性を高めるために、分析・評価の方法およびその結果の概要に係る開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4（いわゆる政策株式）】

当社は現在政策保有株式を有していません。当社が上場株式を新規に政策保有する場合は、中長期に投資先企業の企業価値の向上につながるか、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであるかを判断したうえで保有します。また、政策保有株式の議決権行使については、当該議案が当社および投資先企業の企業価値向上に資するか否かを判断したうえで適切に行使します。

【原則1-7（関連当事者間の取引）】

当社は、取締役および主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合は、「取締役会規程」に基づき、取締役会で承認する手続きを行っております。また、年度末には取締役と監査役から関連当事者取引に関する確認書面を徴収し、当社の利益を害する関連当事者取引がない旨の証跡としています。

【補充原則3-1（情報開示の充実）】

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンス報告書に開示しています。

(3)役員報酬の決定方針・手続

取締役報酬は、各取締役の業績等により評価され、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定し、個々の取締役の報酬額は取締役会の授権により取締役社長が一定の基準に基づき決定しております。

(4)役員選任方針・手続
取締役・監査役候補の指名は、経営の迅速かつ適正な意思決定と業務執行の監督を行うことができるよう、役割分担に応じた経験、知識、能力を有した者を指名する方針とし、取締役会決議により決定しています。監査役については監査役会の同意も得て決定しています。社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、指名しております。

(5)取締役の選任理由
取締役・監査役候補者の個々の指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1（経営陣に対する委任の範囲）】
取締役会で法令・定款・取締役会規程に定められた事項を議論し、経営の大きな方向性を意思決定しております。経営理念、経営基本方針、中期経営計画、資本政策、年度経営計画等に関して取締役会では積極的に議論した上で意思決定を行っており、意思決定した事項の具体的な執行については、代表取締役及び業務執行取締役に委任し、取締役会はその執行状況を監督しております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しています。

【原則4-8（独立社外取締役の有効な活用）】
当社では、独立社外取締役を2名選任しており、独立した中立の立場から取締役会等で積極的に意見を述べております。

【原則4-9（独立社外取締役の独立性基準及び資質）】
当社では、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を独立社外取締役候補者に選任しております。

【補充原則4-11-1（取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）】
当社の取締役会は、定款で定める取締役11名以内の範囲内、監査役は3名以上の員数で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。

【補充原則4-11-2（取締役の他社兼任状況）】
株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じて役員の兼任状況を毎年開示しております。取締役は当社の事業活動を理解し、取締役会に出席し、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、兼職については合理的範囲に留めています。

【補充原則4-14（取締役、監査役のトレーニング方針）】
当社では、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役および監査役の知識や能力の向上を図っています。また、取締役、監査役に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナーへの参加を推奨するとともに、これらにより生じる費用は、社内規程に従い当社が負担しています。また、社外取締役、社外監査役には、就任時に、当社グループの事業、財務、組織を含めた概況に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、当社店舗及び事業所への視察など、当社グループの理解を深めるための施策を実施しています。

【原則5-1（株主との建設的な対話に関する方針）】
当社は、持続的な成長と企業価値向上のため株主との建設的な対話に努めています。

- (1)株主との対話は人事総務部が担当し、常務取締役管理本部長が統括しています。
- (2)経営企画部、経理部、人事総務部が、日常的に連携を図り株主との対話に対応しています。
- (3)IR担当部署である経営企画部では、投資家、マスコミからの電話取材や個別面談を積極的に受け入れております。また、証券アナリスト・機関投資家、マスコミ向けに半期ごとの決算説明会を開催し、代表取締役社長、常務取締役が説明を行っております。
- (4)投資家、マスコミからの電話取材や個別面談の予定、結果については、取締役会や経営幹部会へフィードバックしています。
- (5)また、投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	8,098,000	33.09
株式会社エムツウ	2,500,000	10.21
タカキュー取引先持株会	572,918	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	306,900	1.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	297,800	1.21
一般財団法人高久国際奨学財団	250,000	1.02
株式会社SBI証券	249,800	1.02
タカキュー社員持株会	194,900	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	188,700	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	172,000	0.70

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西田 宣正	他の会社の出身者								△			
稲田 将人	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田 宣正	○	平成28年6月まで株式会社オリエントコーポレーションの代表取締役会長兼会長執行役員を務めていました。同社と当社との間には提携クレジットカードの発行等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、当社売上高の2%未満であります。 また、平成17年まで株式会社みずほ銀行で常務執行役員を務めていました。なお直近事業年度において、当社の同行からの借入金取引はありません。 平成28年5月19日独立役員(現任)	企業経営等に豊富な経験、実績、見識を有し、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献ができると判断しており、取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反の生じるおそれはないものと考えられるため。
稲田 将人	○	平成28年5月19日独立役員(現任)	複数の企業の役員、事業責任者など幅広い経験を有し、また経営コンサルタントとしての豊富な経験と見識による専門的見地から職務を適切に遂行することができると判断しており、また会社との関係において取引所の定める項目に該当するものはないことから、独立性が高く一

		般の株主との利益相反の生じるおそれはないものと考えられるため。
--	--	---------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、常勤監査役を中心に会計監査人と連携、顧問弁護士等各種専門家の助言のもと、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。会計監査人につきましては、監査役会に対して監査計画を説明し、期末及び第2四半期決算時は監査内容・監査実施状況・監査結果の報告を行っております。

内部監査部門については、コンプライアンス部を設置しており、内部監査計画を基に専任2名と常勤監査役が連携を取りながら、業務が法令、定款及び各種社内規程に従って適切かつ有効に運用されているかを調査し、取締役会に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺西 昭	弁護士													○
大井 順三	他の会社の出身者										△			
郡司 幸夫	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺西 昭	○	平成22年3月17日独立役員(現任)	法律専門家の視点から業務執行の適法性、妥当性等の経営監視機能を担っており、また会社との関係において取引所が規定する項目に該当するものはないことから、独立性が高く、一般の株主との利益相反の生じるおそれがないものと考えられるため。
		平成12年まで株式会社みずほ銀行で支店長を歴任していました。なお直近事業	金融機関等において要職を歴任し、専門的な知識、豊富な経験に基く助言により監査体制

大井 順三	○	年度において、当社の同行からの借入金取引はありません。 平成28年5月19日独立役員（現任）	強化が期待できると判断しており、取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反の生じるおそれはないものと考えられるため。
郡司 幸夫		平成26年より主要株主であるイオン株式会社に関連企業部長であります。	長年大手流通業に携わり、経理、財務をはじめとする幅広い業務に精通しており、その豊富な経験、実績、見識により監査体制強化が期待できると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

今後一層の業績向上のためにはインセンティブを加味することも検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

・報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
 ・取締役及び監査役に支払った報酬等の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。なお、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含まれておりません。
 取締役（社外取締役を除く）
 報酬等の総額 81,120千円
 対象となる役員の員数 7名
 監査役（社外監査役を除く）
 報酬等の総額 12,270千円
 対象となる役員の員数 1名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は平成元年5月25日開催の第40回定時主総会決議に基づく年額400百万円以内を限度とし、取締役会での協議のうえ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の招集等の情報伝達窓口は、経営企画部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は社内取締役6名及び社外取締役2名で構成され、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また重要執行方針を協議する会議体として、取締役に加えて各部門長も出席する情報連絡会を原則月1回開催しております。

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また内部監査部門及び

会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査については、コンプライアンス部(専従者2名)を設置しております。コンプライアンス部は、内部監査規程に基づいて組織及び制度監査、経営能率監査、会計に関する監査を中心に、これらを定期もしくは臨時に実施し、取締役会への結果報告、被監査部門への勧告を行っております。また、金融商品取引法が上場会社に対し財務報告に係る内部統制報告書の提出を求めていることから、コンプライアンス部ではこの報告を適切に行うための内部統制の整備・運用状況の評価に重点を置いて取り組んでおります。

FT(フェアトレード)委員会は、コンプライアンス部を事務局とし、独占禁止法や下請法の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、教育及び問題点の把握に努め、重要な問題を審議し、結果を取締役に報告しております。

会計監査の状況につきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、必要に応じて適宜監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。平成28年2月期期末において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は城戸和弘、郷右近隆也の2名であり、ともに有限責任監査法人トーマツに所属しております。また会計監査業務に係る補助者は、有限責任監査法人トーマツの監査計画に基づき、公認会計士5名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模及びこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査役制度を採用し、取締役会及び監査役会により業務執行の監督及び監査を行っております。取締役会は社内取締役6名及び社外取締役2名で構成され、社外取締役ににより会社運営上の重要事項について幅広い見識や知見を取り入れることができる体制となっています。また独立役員の選任により、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で適切な判断が行われる体制も整っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	4月28日発送
集中日を回避した株主総会の設定	5月19日株主総会開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページIR情報に掲載 http://www.taka-q.com	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(第2四半期、期末決算発表日)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、業績推移、適時開示資料等 http://www.taka-q.com	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、『お客様最優先』の企業理念のもと、グループすべての役員及び従業員が、それぞれの事業活動において遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目指し、「企業行動規範」及び「行動基準」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターンシップの受入れ、ショッピングセンター周辺の清掃活動実施。福祉施設への商品寄付。LED照明の導入。 オリジナルブランドスーツにおいて、裏地にリサイクルの再生ポリエステル、ボタンに従来廃棄されていた天然の椰子の実をくり貫いて使用した商品にも取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムは、業務の適法性と効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きの整備をし、総合的に機能することが必要と考えます。また内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制にかかる諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。
これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。
更に、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
会社の損失の危機(財務、法務、環境、災害等のリスク)に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営企画部が行うものとする。
新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。各取締役は、その目標達成のための各部門の具体的目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。取締役会は、各部門の担当取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ各社毎の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、コンプライアンス部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。
なお、報告者が監査役に当該報告したこと等を理由として不利益な取扱いをしないこととする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役は、定期的な意見交換会を設けるものとする。
監査役会は、コンプライアンス部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、特に専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。
なお、監査役職務の遂行について生ずる費用または債務は、会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 1.」に記載のとおりであります。

なし。

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 情報取り纏め窓口及び情報開示関係者

当社は、社内各部署から決定事実、発生事実及び月次売上高前年比情報等に関する情報は経営企画部、決算に関する情報、四半期開示に関する事項は経理部において取り纏め、開示の必要性についての判断を次の者が協議の上、決定いたしております。

情報開示関係者

代表取締役社長

代表取締役
管理本部長

経営企画部長

經理部長

なお、情報取扱責任者を管理本部長と定め、会社情報について一元管理しております。

2. 情報開示基準

会社法、金融商品取引法等関連諸法令、証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の適時開示に関する規則」に従っております。

3. 情報開示についての報告、承認

開示資料等の作成は、決定事実、発生事実に関しては経営企画部が担当、決算に関する情報、四半期開示に関する事項等の開示資料に関しては経理部が担当し、情報開示関係者が取締役会で報告し、承認を受けた会社情報について、速やかに開示を行います。月次売上高前年比情報に関しては経営企画部で作成し、情報取扱責任者、代表取締役社長の承認のもと、速やかに開示を行います。

4 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従いTDnetで公開し、また当社のホームページにおいても開示を行っております。

5. その他

開示の検討にあたっては、情報内容の必要に応じて監査法人及び外部専門機関への相談を行っております。

